

## 令和2年度LINEを活用した教育相談 実施要項（令和2年4月15日改訂）

### 1. 目的

近年、スマートフォンの普及に伴い若年層の多くがSNSをコミュニケーションの手段として用いており、電話やメールのみならずSNSを活用した相談体制の構築が求められている。そこで、いじめなど様々な悩みを子どもが直接相談しやすい環境を整え、子どもへの支援の充実を図るために、LINEを活用した教育相談を、府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校に通学する児童生徒を対象に実施する。

### 2. 主催

大阪府教育センター

### 3. 実施内容

#### (1)日程

令和2年4月6日（月）～令和3年3月29日（月）の毎週月曜日（1月4日を除く）  
及び下記の特設日

令和2年4月7日（火）、4月8日（水）、5月6日（水）、5月7日（木）、  
8月30日（日）、9月1日（火）、令和3年1月7日（木）、1月8日（金）  
〔学校臨時休業期間中の特設日〕

令和2年4月15日（水）、4月16日（木）、4月17日（金）、4月21日（火）、  
4月22日（水）、4月23日（木）、4月24日（金）、4月28日（火）、  
4月29日（水）、4月30日（木）、5月1日（金）、5月5日（火）

#### (2)時間

17時～21時（受付時間は20時30分まで。時間内に受信した相談は可能な範囲で対応）

#### (3)場所

大阪府教育センターの指定する場所

#### (4)対象

府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校に通学する児童生徒

### 4. 実施方法

#### (1)相談担当者

外部委託先の専門機関

以下のアドレスから手続きを進めてください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/kyoiku\\_kannsensho.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/kyoiku_kannsensho.html)